

令和7年10月24日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害又は談合に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社中央技術コンサルタンツ
及び住所 : 東京都新宿区西新宿8-5-1
- 指名停止措置期間 : 令和7年10月24日から令和7年12月23日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(株)中央技術コンサルタンツの東北支店長は、気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年8月8日、仙台地検に公契約関係競売等妨害の罪で起訴された。その後、気仙沼市が発注した別の業務においても、同年8月20日に同罪で追起訴された。
- 指名停止措置理由
上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号(052)953-8138